

一般社団法人 沖縄県臨床検査技師会ひまわり奨学金規定

(目的)

第1条 この事業は、奨学事業の一つとして臨床検査技師の人材を育成することを目的とした、返済義務のない給付型奨学金制度である。

この規定は、一般社団法人沖縄県臨床検査技師会（以下「沖臨技」という）定款第4条9項に基づき必要事項を定める。

(名称)

第2条 この奨学金制度の名称は「沖縄県臨床検査技師会ひまわり奨学金」とする。

(奨学生対象者)

第3条 奨学生対象者は次の各項のすべてを満たす者とする。

1. 沖縄県内の高等学校在学中において、学業、人物とも申し分なく、臨床検査技師養成校へ進学を希望する者。
2. 学業を継続するために経済的支援が必要と認められる者。
3. 臨床検査技師養成校卒業後、臨床検査技師として沖縄県の医療、福祉分野において貢献が期待できる者。
4. 他の給付型奨学金を受けていない者（但し、貸与型奨学金は除く）。

(家計の基準)

第4条 本人の属する世帯の生計維持者の前年（1～12月）の総所得金額が600万円未満であること。この場合、生計維持者とは、父母がいる場合には父母（2名）が該当する。また、総所得金額とは、市町村等が発行する生計維持者の所得証明書の総所得金額の合計をいう。

(奨学金の額)

第5条 奨学金の額は一人当たり次の通りとする。

1. 臨床検査技師養成校進学者（県内）・・・月額30,000円（年額360,000円）
2. 臨床検査技師養成校進学者（県外）・・・月額50,000円（年額600,000円）

(給付期間)

第6条 奨学金の給付期間は、就学期間が4年制の場合には第1回目の奨学金の受給から4年間、就学期間が3年制の場合には3年間とする。但し、毎年生計維持者の所得証明書を提出すること。

(給付人数)

第7条 奨学生の人数は若干名とし、沖臨技の諮問委員会にて決定する。

(奨学生の募集・選考)

第8条 奨学生の募集・選考については次の通りとする。

1. 募集・選考に関して必要な事項は諮問委員会と沖臨技理事会で協議の上、別途定める。
2. 毎年度の募集要項が決定次第、沖臨技ホームページ等で募集する。
3. 奨学金を希望する者は、所定の申請書類を募集期日までに沖臨技会長へ提出しなければならない。
4. 諮問委員会で書類選考（必要に応じて面接）を行い、該当者を沖臨技理事会へ推薦し決定する。

(奨学金の交付)

第9条 奨学金は5月と10月の2回に分けて交付する。

(奨学金領収証の提出)

第10条 奨学金の交付を受けたものは、直ちに奨学金領収証を沖臨技会長宛てに提出しなければならない。

(学業成績の報告)

第11条 奨学生は、交付対象当該年度における学業成績表を沖臨技会長あて提出しなければならない。

(奨学生の届け出事項)

第12条 奨学生は交付対象当該年度中に次のいずれかに該当する場合は、直ちに沖臨技会長に届けなければならない。

1. 休学、転学、退学したとき。
2. 停学その他の処分を受けたとき。
3. 住所、氏名その他重要事項に変更があったとき。

(奨学金の辞退)

第13条 奨学生は、いつでも奨学金を辞退する事ができる。転学、退学したときは奨学金を辞退したものとみなす。

(奨学金の支給停止)

第14条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、沖臨技は奨学金の支給を停止することができる。

1. 第 12 条に該当するにも拘わらず届出が無い場合。
2. 傷病・疾病などのため成業の見込みがないと判断された場合。
3. 学業成績または性行が不良と判断された場合。
4. 奨学生として適当でないと判断された場合。
5. 除籍処分で学籍を失った場合。

(規定の改廃)

第 15 条 この規定の改廃は沖縄県臨床検査技師会理事会の議を経なければならない。

(補足)

第 16 条 この奨学金は琉球大学医学部保健学科元教授から臨床検査技師育成のため寄付されたものである。その意思を尊重し他の目的に使ってはならない。

(経費負担)

第 17 条 この奨学金制度の運用に係る経費は本基金より捻出する。

(事業の終了)

第 18 条 この奨学金の原資が枯渇した場合は、これをもって本事業を終了する。

付則

この規定は令和 4 年 6 月 18 日から施行する。

(第一回改訂) 令和 5 年 2 月 8 日